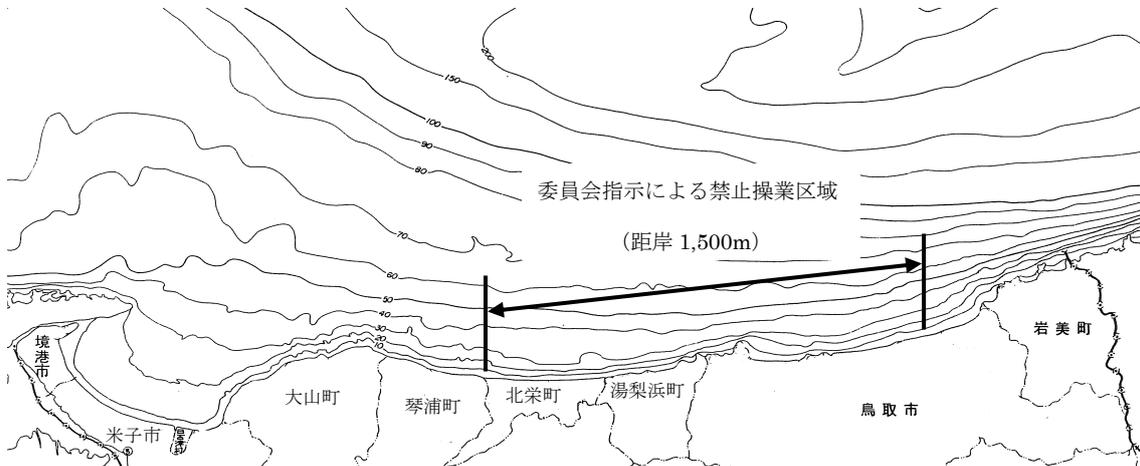


ひきなわ釣漁業の委員会指示について

1 指示の内容（概要）

6月1日から8月31日までの間、鳥取市浜坂から北栄町間の距岸1,500メートル以内の海域でのひきなわ釣漁業の禁止。



2 委員会指示（案）

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡部俊明

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までとする。

3 前回の指示（平成26年4月1日付鳥取海区漁業調整委員会告示第3号）

- 1 指示内容 前回指示と同じ
- 2 指示期間 平成26年6月1日から平成29年5月31日（3年間）
- 3 備考 平成17年度から指示期間を1年間から3年間としている
（毎年、指示内容が変わらず、特段問題も生じていないため）

4 沿海漁協への意見照会の結果

指示の継続は必要である。

（理由）ヒラメ資源保護のため

他種漁業（小底等）との調整のため

地区間バランスもあり規制を緩めるべきではない。

海区漁業調整委員会の指示について

委員会指示とは（漁業法第67条）

- ・委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。
- ・委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務も課しうる。
- ・委員会指示違反ということでは、なんら罰則はなく、指示に従わない者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令（「裏付け命令」と呼ばれる。）を出すように申請し、知事がそれを受けて裏付け命令を出したのに、なおも指示に従わないときに、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる。
- ・知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

根拠法令

【漁業法】

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。

4 第1項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

5～7 略

8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、15日を下ることができない。

11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。

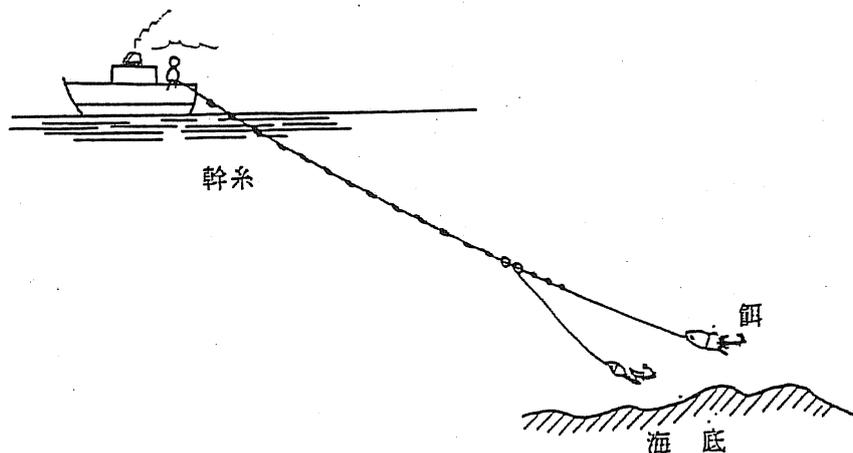
12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第11条第6項の規定を準用する。

第139条 第67条第11項（第68条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(参考)

1 ひきなわ釣漁業について

漁船の後方から、餌あるいは疑似餌（ルアー）を投縄し、これを曳航することにより水産物を獲る漁法（トローリングに同じ。）



2 委員会指示の経緯

ヒラメ等の小型魚の資源保護を目的に、昭和63年度に小型機船底びき網（えびけた網）漁業許可の制限又は条件の改正（別紙）とあわせて、ひきなわ釣漁業の操業を制限する委員会指示を開始。

■ ヒラメ保護に係る自主規制（平成5年度資源管理計画）

| 漁業種類 | 自主規制の概要 |
|---------------------|--|
| 小型機船底びき網 （えびけた網） | 操業禁止区域 水深30m以浅 （美保湾を除く） （10-11月は距岸1km） |
| | 網目規制 6節（美保湾を除く） |
| | 休日（6-10月 週1回） |
| 固定式刺網 （三重網） | 禁漁期 5月 （対象海域：30m以深、福部・岩美沖は 50m以深、美保湾を除く） |
| | 休日（6-10月 週1回） |
| 全漁業種類 | 体長制限 全長25cm |

